

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月26日

【会社名】 株式会社ニコン

【英訳名】 NIKON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 会長執行役員 馬 立 稔 和

【本店の所在の場所】 東京都港区港南2丁目15番3号

【電話番号】 03(6433)3600 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部総務部長 勝 又 樹 一 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南2丁目15番3号

【電話番号】 03(6433)3600 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部総務部長 勝 又 樹 一 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年6月24日の第160期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 25円

配当総額 8,661,430,225円

##### ロ 効力発生日

2024年6月25日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

定款第2条に定める本店の所在地を、2024年7月29日を効力発生日として「東京都品川区」に変更するとともに、定款第15条に定める株主総会の議長を「取締役会においてあらかじめ定めた取締役」に変更するものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

馬立稔和、徳成旨亮、大村泰弘、蛭田史郎、澄田誠及び立岡恒良の各氏を監査等委員以外の取締役に選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

菊地誠司、村山滋及び山神麻子の各氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）に対する報酬額及び内容決定の件

監査等委員以外の取締役の金銭報酬の額を、年額7億円以内（うち、社外取締役分は年額1億円以内）（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決 要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	2,823,602	2,045	0	(注)2	可決 98.58%
第2号議案 定款一部変更の件	2,823,742	1,882	0	(注)2	可決 98.59%
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)6名選任の件					
馬立稔和	2,793,183	32,387	0	(注)2	可決 97.52%
徳成旨亮	2,797,076	28,493	0	(注)2	可決 97.66%
大村泰弘	2,809,895	15,676	0	(注)2	可決 98.10%
蛭田史郎	2,809,129	16,441	0	(注)2	可決 98.08%
澄田 誠	2,812,283	13,287	0	(注)2	可決 98.19%
立岡恒良	2,811,671	13,900	0	(注)2	可決 98.17%
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
菊地誠司	2,778,055	47,543	0	(注)2	可決 96.99%
村山 滋	2,813,232	12,371	0	(注)2	可決 98.22%
山神麻子	2,817,996	7,607	0	(注)2	可決 98.39%
第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)に対する報酬額及び内容決定の件	2,631,786	189,767	4,013	(注)2	可決 91.88%

(注)1. 議決権の状況は以下のとおりであります。

議決権を有する株主数 44,596人

総議決権個数 3,461,963個

2. 決議事項が可決されるための要件は以下のとおりであります。

第1号議案 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第4号議案 第3号議案に同じ。

第5号議案 第1号議案に同じ。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。